

Title	再び江亢虎氏の学説に就て -本誌前号所載「孫江二氏の社会主義経済思想」の補遺-
Sub Title	
Author	及川, 恒忠
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.1 (1926. 1) ,p.34- 57
JaLC DOI	10.14991/001.19260101-0034
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260101-0034

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

再び江亢虎氏の學說に就て

—本誌前號所載「孫江二氏の
社會主義經濟思想」の補遺—

及 川 恒 忠

本文は江亢虎氏の『新民主主義』を解説することを主なる目的とし——何せなれば本誌前號に於て約束して置いたから——別に氏の社會主義に就ても前號に足らざる所を今少し叙説する爲に起草したもの。叙述は『演講録』の「主張之條目」、「實行之方法」、「代議制之研究」の諸篇並に『最近之五十年』載す所の「新民主主義與新社會主義」に基く。

× × × × × × × ×

氏の曰ふ所を以てすれば、社會主義が經濟的解放の新思想であるように民主主義は政治的解放の新思想であつた。夫れは洵に近世人權の發達や文明増進の大動機を爲したのであつて、各國の改良或は革命は一として之に俟ぬものはない。然るに今日の有様に於ては、民主主義は精神と制度との間に猶ほ多く乖離するところあり、理論甚だ高遠に過ぎて實行或は躓くところ少くない。始は民主主義と曰へば直に人權と民約とであつた。けれども、天賦人權の思想は宗教の牙慧であり、民約立國の説は歴史の實蹟ではない。共に理論の根據を缺き實際の施設も亦隨つて進行するに方策がなかつた。民主主義は嗣いで代議制度を發明した。選舉法、國會法之に隨つて生れて來た。確に理想より科學に、言論より實行に進んだのである。然も科學的研究重ねられるに隨つて幾多の疑問簇生し、實行久しくして缺點愈々現はれ、近來は普通投票、全國民直接政治參與の説を聽くに至つた。民主主義にまつはる病弊に二端ある。一は政治が多數によつて行はるゝ點で、何すれの時代何すれの所に在つても、學識無く經驗無き者が必ず多數を估めるのであるから、多數政治は則ち愚民政治なのである。二は名は多數政治で實は少數政治であるといふ點が夫れである。強權者は民意を脅迫する。巧黠者は民意を假造する。富豪は民意を買収するではないか。則ち暴民政治、姦民政治、富民政治に外

ならない。——恁ういふのが江氏が看るところの民主主義に對する觀察である。氏は人権民約を以て民主主義發達の第一期とし、國會制度代議制度の出現則ち現代の夫を以て第二期であると考へる。而して今日は第三期の新しき民主主義——夫は以上の病弊を矯正し得るもの——を確立すべき時代に既に到達したのであつて、之によつて始めてVox populiを完全に期待すると論じているのである。民主國家之選舉法國會法既爲特殊階級所利用。普通投票全民參政利害亦不盡相抵焉。行之人口無調査教育未普及之國。尤幾於不可能。××××而今而後。正吾人大覺悟之時。亦兩大主義(民主主義と社會主義をいふ)刷新之日。是爲第三期。××××(最近之五十年に載す所の「新民主義」の「新民主主義爲矯正以上各弊」)ここで、氏の所謂新民主主義であるが、夫れは前號既に言及したる如く、選民參政立法一權、職業代表の三要素から成立つ。

選民參政とは氏が時に全△民參政といふ文字を使用した點から看るも(演譯條目七四頁には)國民全體の政治參與を期待するのは明であるが、必ずしも眼に一丁字無き者までも參與せしめるといふのではない。『選民者人民之優秀者也』といふて

ある。而して『優秀なる者』とは、氏に従へば、普通教育を終り、一定の職業を有する者に限られるのであつて、政治に參與する爲めには、優秀なる者は別に選民たるの資格を具ふることを必要とするのである。則ち普通教育の學校を畢りたる者に對して國家は立法機關をして執行せしむるところの特定の試験——參政考試——を課し、及格したる者に選舉權被選舉權を與へ始めて選民とするのである。議員たり、官吏たらんとする者は凡て選民に限られるといふのである。選舉はまた選民の屬する各職業を單位とし、該選民の人數に比例して之を行ふといふのである。しかも、選民には別に直接投票權が與へられる。氏に従へば、近世の國民全體政治參與の學說に基いて、議會の取扱ふ事項の重要なものに就き選民全體をして參與せしめるためであつて、之を分つて、創議權、覆決權、免官權の三とする。創議權とは——地方には或る利益の興さる可きものがあるであらう、或る弊害の改革さる可きものがあるであらう、夫れにも拘らず、行政機關は之に注意せず、議員も亦知らざるか若くは知るも故意に提案しないこともあり、或は提案しても實行し能はぬ場合があるであらう。かゝる場合に地方の選民は互に集會して公決し、或は説

明書類を發表し、多數の調印を得て建議案を提出する。一度提出されたる建議案は法律と同様の效力を發生するのであつて、議員も官吏も之を拒絶し駁斥することが出来ない、議案に照らして實行しなければならぬ——といふものである(演講録七五頁)。吾輩が前號に於て所謂の創議權を「Initiative」であるとした所以は茲に發するのである。その覆決權^{△△}に就ては、議會が或る法案を通過して國民は不便を感得するとがある。或は既に實行されてゐる法律が幾多の諸弊を發生するともある。國民はかゝる際には是等に反對して集會を開き法案の通過の不承認、或は已に行はれたる法律の廢止を議決して、政府又は議會をして取消を宣言せしめるのであると述べ、免官權^{△△}に關しては——中央たるも地方たるもに論なく、行政の元首は凡て人民の公選によるが、彼の屬員は元首が之を委任して責任を負はすのである。屬員までも民選とするに於ては辨事極めて困難であるばかりでなく、責任を負はしめるとが出来ないから。が併し、屬員に不法の事情あれば、人民は之を告發する。元首は之に基いて必ず當該屬員を免職しなければならぬのであつて、決して之を袒護することは出来ない。詮り、任用は元首の自主で、免職は人民より

干渉するのである。而して元首自身が不法事情を有するに於ては國民は集會を開いて元首の辭職を決議する。議員が民意に反する場合も同じく議員資格の撤回を決議する。一度決議せらるゝに於ては元首も議員も職を辭さねばならぬ——と説明した(演講録七五頁)。而して此等三個の直接投票權は孰れも選民^{△△}の總投票又は局部投票に於て行はるゝものであることは言ふまでもない(新民主主義與新社會主義「選民參政」の項參看)

然らば、選民の享有する三個の直接投票權をジャスチフハイする氏の根柢は何か。江氏は政治活動は必然であり、且つ首領(官吏をも含む)を有するものであることは元より是認する。が併し立法、行政に關し彼等の行ふ所は、多數人民の福利を謀らず、或は國民の公意に符合しない所が多いことも認める。氏の看る所では、代議制がもともと根本に於て不完全なものであるところから、慙うした缺陷が生れるのであつて、此種の缺陷を矯正することが則ち三直接投票權の存在の理由なのである。氏は謂ふ

譬へば一人が一人を代表し、或は子が父に代り弟が兄に代つたとする。而して

何時、如何なることを、如何様に爲す可きか既に諄諄として囑されても、或は錯誤を起し、或は間違つた情形を見るに至ることは日常起るところである。況や一人にして數十萬、或は百萬を代表する以上、預定の事を遂行せんとするも能く做し得ないのは當然であらう。且つ任期も數年の久しきに亘るのであるから、事毎に民意に洽合することなどは怎うして期待出来るが。彼等代議士にして良心を失ひ、糾を助け虐を爲し、國民が如何に請願するも更に願ないに至つては、是れ代議士專制ではない乎。選民を參政せしむると同時に三種の特權を許與することは、實に代議士專制を防ぐばかりでなく、行政官吏をして專制的たらしめない所以である(演講錄七四頁)。

江氏の説く立法一權の學說は國權を三權に鼎立せずして立法の一權を他の二權の上に立たしめること、換言すれば行政も司法も立法部より互選する委員をして當らしめるといふ點にあることは前號既に之を一言した。茲に『新民主主義與新社會主義』の一文に説かれてゐる立法一權説を譯出して其内容を詳にしよう。

「三權鼎立の説は自來法政學家奉じて天經地義と爲す。其實、司法は乃ち行政の一種なり。立法と行政とは界限不清にして、衝突時に見はれ、名は互に相監督し實は互に相牽掣し、一事も行はれざるなり。故に凡そ大建設大成功は兩權の調和に在らずして、一權の超越に在り。然も其行政權を偏重して君主制を恢復するよりは、寧ろ立法權を偏重して民主制を實現するにしかざる可し。且つ之を憲法祖國の英吉利西の慣例に徴するに、下院の多數黨は責任内閣を組織し、不信任あらば即ち辭職す。立法一權に外ならざるなり。今議するところは國會、省會、縣會等が各々行政委員を互選し、中央及地方政府の事を處理せしめ、司法も亦其一部と爲すに在り。此等は皆所屬の立法機關の産出するところにして、立法機關を代表し、人民全體に對して責任を負ふ。議會及選民は(茲に曰ふ選民とは官皆法定の手續に依つて國民が之を彈劾し罷免することを得るものとす。かくの如くんば、權は既に少數に集らずして、政も亦多門に出でず。理論實際兩ながら窒礙なく、遠く舊制に勝るならん)。

而して氏は『代議制の改良』なる一講演(演講錄一六頁)に於て、スウイスの大統

領は國會議長であること、レーニン政府に於てはソヴィエットが凡ゆる行政を掌理することの實例を挙げ、國會議長をして國家を代表し、萬様政治を辨理せしむるならば(法勿論、國會内に行政委員會司)夫れで足りるのであつて、別に今日の如く大統領を設ける必要もなく、隨つて野心政客が大總統選舉を利用して大局を擾亂する虞を避けることが出来る」と述べてゐる。

職業代議の制は、江氏の見る所に於ては、將來各國も必ず採用するに至る可き制度であるが、支那は現在既に其必要に遭遇してゐるのである。氏に従へば、從來の代議制は「數百年來各國志士仁人無量歎心血頸血之代價」なのであるが、人口丈けに比例する代議制であるが故に民意を徹底して代表し得ない。國會は結局一少數の特種階級によつて全く左右されて了ふと論じ、進で代表が人口に比例することは一見公平であるが、實は公平に似て公平ではないと論斷する。氏は其實證を支那及歐米各國の代議制に求めて、——支那は古來から職業を士農工商の四民に分けてゐる。而して現在行はるゝ代議制の結果は果して奈何、『士』のみが大多數

を占めて、他の三項人民は足を挿む地位も持つてゐないではないか。これは支那ばかりでなく、歐米文明國に在つてもその通りで、代議士の七割五分乃至八割五分は、初は官吏及辯護士であつた。官吏、辯護士は正に是れ士民階級であつて、それでも猶ほ公平であると謂へようか——と述べる。更に現在の代議制が民意を完全に代表し得ぬ點を指摘して、代議士の私に行ふ各種の舞弊を問はないとするも、民意に違背する不良分子のあることも問はないとしても、而して彼等は實心任事、公正無私であるとするも、彼等が最も通曉せる事情は自己の屬する士民階級の夫れ丈けである。農工商等他の階級の甘苦を知り、中肯の發言を以てその特種の利益を恂うして代表することが出来る」と述べ、職業代議に非れば民意を代表し得ないことを主張した。而して職業代議の方法は、職業を以て選舉の單位とし、地方を以て區域とし、各職業内の選民人數に比例して代議權を分配するのである。氏は、假に某省の選民總數を一百萬人とし、該省の省會議員數を一百人、則ち議員一人が一萬人を代表するものとする。又假に該省の職業を細分した結果、選民は小學教員一萬人、養蠶業者二萬人、織物業者三萬人であつたとする。然らば小學教員

の選民は省議會員一人を互選し、養蠶者は二人、織物業者は三人を互選するのである。若し職業細分の結果、大工業に屬する選民の数が五千人で、一代表権をも獲得するに足らなかつたとすれば、職業近き者、例へば石工、瓦工、等と合併して一團となり、代議士一人を互選せしめる——と説明した〔新民主主義與新社會主義〕。

而して氏は職業代議の下に在つては選出せられる者は同職業者中の有力者好脚色であるから、彼は其職業に最も精通した人物であり、且つ利害も切實に感ずるのであつて、民意は彼に於て完全に代表されんと考へる。然も各職業が各々其代表を選出するのであるから、恣うした利益は國民全體が平均に享くるのであつて、之を實行すれば社會改革を行はずして社會主義を實施するわけになることを考へるのである〔演講錄 七三頁〕。また江氏は本制度の實施に伴ふ間接の利益をも見逃さない。夫れに就て下の二點を算へた。第一に此制度の下に於ては無職業者は選民でないから、選舉權被選舉權が與へられない。されば高等游民も中下等游民も必ず職業を要謀するに至る可く、隨つて社會の寄生階級は漸を逐ふて減少する。第二に選民たるの資格條件は僅に最少限度の教育の有無丈けであつて、外に何等の制限

を設けないから、平民は多くの苦痛なくして此最少限度の教育を受ける準備をする、隨つて教育が普及せられる——とした。

抑も資本家は有職業者である。所謂る子孫安坐の高等游民が極めて多數である支那に在つても、資本家の大部分は有職業者である。果して然らば職業代議の下に於ては、結局資本家専制を惹き起すことになりはせぬか。そうした虞は少しも無いか。此點に關し江氏はかゝる虞は決して無いと答える。氏は曰ふ——本制度は各職業に屬する選民の人数に比例して投票權を分配するのであるから、資本家一人を二人と算へない以上、如何なる場合に於ても資本家代表は極めて少數である。多數の非資本家代表が自己の自由を發展せずして、少數代表の横行に聽従するなどは怎うして考へられよう。職業代議を實行してもかゝる危険は決して無いのである。露國ソヴィエット制度は則ち此間の消息を傳へるのであつて、固より彼等の用ゆる手段は人意に満たざるものもあるし、未だ交通不便の爲め、其制度は僅に傳聞するところに過ぎないが、而して人は之を地獄なりとし、或は天堂なりと説くが、自分一個の推測に於てはボルシェヴィキは或は失敗しても、ソヴィ

エットは決して失敗しないと信ずる(演講録)——と。

以上解説したところのものが則ち江亢虎氏の新民主主義の内容である。而して前號既に指摘したる如く氏は氏の新社會主義が實施せられる以前に於て少くともかゝる政治的の改良刷新が行はれなければならぬと考へるのである(新社會主義に對する氏自身の定議に於て政治の上より經濟に推し進め云々を述べてゐる)

X X X X X

江氏の新社會主義が(一)資産公有(二)勞働報酬(三)教育普及の三點から組み立てられるものであることは前號にかなり詳述して置た。以下「資産公有」と「教育普及」の二點に就て前號の未だ盡さざる所ををぎなほう。

江氏根本の着想に於ては一切の産業は應さに公有たらねばならぬのであるが、夫れまでの一過程として、先づ土地(礦物森林をも含む)の公有を提唱するのである。「主張之條目」に恚うある。

「財産の種類は極めて多い、動産と不動産、有形財産と無形財産、凡て此等を公有に歸するの、或某種財産丈けを公有に歸するの、規矩に正しく照らして曰へ

ば、一切の産業は都て應に公有さるべきである。たゞ現在は此處に到り得る爲に僅に天産の一部分に着手するのである。土地は則ち天産の大宗である(演講録)而して土地公有の理論的根據は他の一般土地公有論と大差がないのであつて、第一に土地は勞働者の共同使用の器具であるにも拘らず、勞働者は土地から三分の一を收得し、勞働せざる者が三分の二を收得する。是は洵に「理に悖り、違法、不正當、不自然にして必ず根本から廢除しなければならぬ」。第二に土地所有制度の下に在つては、廣大なる土地が耕作されずして荒廢のまゝ放任されるのであつて此事は重大なる社會上の不利益である。之と同時に他の一方には、資産ある者は別人の多く利用し得ざる土地を賤價にて買收し、耕作するでもなく、房屋を建造するでもなく、後日鐵道其他の交通開けて地價騰貴するを俟つて幾十、百倍の利益を以て他に賣却し、毫も力を費さず坐して其利を享け、以て「地面大王」を造り出すといふのである。而して氏は「土地の公有は支那の古代に於ては既に實行されてゐた。黃帝は野を畫し疆を分ち公田の利を用ひ、唐虞三代には漸を逐ふて進化した。後世、人が此時代を以て天字第一號(一番よるしいと)とするのは蓋し土地の公有が行は

れたからではないか。井田の制は周に至つて完備した。周禮や孟子の説く所を按ずるに多少不同の點はあるが、井田が確實に存在したものであることは明である。八家井を爲し、每井若干畝、九區を劃して中間の一區を公田と作し、八家が之を合耕し、他の八區は八家の收用に歸したのである。公田を除く以外には何等の賦税はなかつたのである。人民は二十歳にして受田する——是は國家より受領するのである。六十歳にして歸田する——國家に返還するのである。平均四十年勞働するのであつて、八區の人家はかくて自然に生活することが出來た。戰國時代に到つて商鞅則ち井田を廢し、阡陌を開き、富豪は土地を兼併するところなり、秦始皇帝の時には井田は已に其影を没してゐた。これより、田を耕作せざる者も喰らひ得て、耕作を欲するものは耕す可き田無く、私有制度は牢として破る可らざるに至り、以て今日の現象を弄成したのである。××三代時代は人口少なかつたから、井田も能く行ひ得たが、人口増加してからは土地の井田式分配は到底行はる可きものでない。吾人は古を師とす可きも古に泥してはならぬ。井田の精神を取つて法と爲し、其形式には拘らないと述べ、(演講錄六八頁)氏の——隨つて社會主義の——

土地公有論は支那古代の井田制度の精神を採つたものであると論じた。

嗣いで氏は土地公有を實行する方法として(一)激烈なる方法(二)比較的穩和なる方法(三)全く穩和なる方法の三を考へてゐる。激烈なる方法とは土地の所有權を目して凡て割據と侵占到由來したものを、隨つて不正當であるを爲し、國家の力を以て之を一律に沒收して社會の公有に歸せしめようとするものである。則ち露國が用ひたところの方法である。氏は「正義に按じて説けば、露國の激烈方法は實に大錯とは謂はれない、豪強の手から奪ひ來つて多數人民の利用に供するといふに何の不都合があるであらう」として理論的に此方法を是認したが、他の一方に於て實際に此方法を適用することは極めて困難であるを考へた。「現在の私有地は必ずしも巧取強奪によつたものばかりでなく、勞力と遺産とに由來したものもある。されば忽然としてその所有權を取消すが如きは人の承認する所ではなく、恐らくは行ふに難いであらう」と論じ、(演講錄六八頁)他の二方法の孰れかによる可きことを暗示してゐる。其所謂の比較的穩和なる方法とは、農夫勞力の結果には課税せずして單に地主にのみ地價に照らして累進税を課する方法である。恰もヘンリー・ジョ

一ルジの單一税の方法に據らうとするのであつて、かくするに於ては大地主は其所有地を荒廢に放任することが出来ないばかりでなく、土地の兼併をも今後行はぬことなる。しかも大地主は賦税の負擔に堪えずして土地を他に轉賣するに至るであらうから、大地主變じて小地主となり、小地主また課税の負擔に苦しんで之を手ばなすであらうから、結局土地は公有に歸するに至るであらうと期待するのである。氏は此方法の理論的根據を述べて——本來勞力の生産するところのものは勞力の正當の所得である。此種のものに對する課税は勞働者を壓制するものであつて、之を廢止するのは合理的である。單一税は土地に加へられたる工作例へば建築耕種には課税せずしてたゞ地主の「不勞而獲」るところの才に課税するのであるから、自然、公平のものである——とし、單一税學說を祖述した。第三の穩和なる方法とは孫文の主張する『地權平均』の土地論を指すのである(前號八七)。氏の見解に於ては此方法は——地主をして現在の地價を政府に報告せしめ、之に照らして課税するばかりでなく政府が土地を買收する場合にはこの地價によるのであるから、地主の報告する地價が高ければ、夫れ丈け彼は多く地租を負擔する

こととなり、低きに失すれば政府から買收される虞がある。随つて地權を平均する効果があると同時に結局は土地公有を實行するに好都合な方法である——と看るのである。要之、江氏に在つてはヘンリー・ジョーリジの單一税も、孫中山の「地權平均」説も共に土地公有への過程方法として好都合なものであつて、其孰を撰ぶ可きかは言明してゐない。

江氏の説くところの教養普及とは、單に凡ゆる教育を社會が負擔すべしといふのではない。兒童の養育に始まり、幼稚園から大學に至る迄一切の教養と養費とを社會が負擔すべきであること主張するのである。氏に従へば人生は社會の公民として送る可きものである。社會の善良を期待するならば、公民を善良ならしめねばならぬ。されば社會は當然、教養と養費との義務を負擔するのであつて、人は社會の教養を受ける権利を持つのである。氏は極めて巧妙に「未成年以前は社會が個人の爲に義務を盡し、成年以後は個人が社會の爲に義務を盡す」と述べてゐる(演講録、七二頁)。而して教養の殊に支那に必要な所以に就ては大體次のやうに述べた。昔の

三家村蒙館寺小屋は白衣自食であつたが、貧兒も三字經や千字文を茲に習得することが出来た。何せかなれば、一人毎年の費用は數百文、多きも數千文に過ぎなかつたから。随つて何人も多少の教育を受けたのであつて、教育普及の影は些しは認め得たのである。然るに學校開かれてからは事情は大に異なつてきた。富有の村落に非ざれば學校を建立することが出来ないし、富有の子弟に非ざれば入學することが出来ぬようになった。食費、學費、衣帽紙筆費等は都て往年に較べて著しく嵩むに至つたから。費用の今の程度に於ては中産以下の貧寒子弟は到底教育を受けることは出来ない。今日の教育は貴族的教育である。而して國家は經費の大部を軍事費外交費に支出し、教育に就ては多く顧みない。社會主義は此點に付き極めて猛烈に反對するのであつて、國家は収入の大半を以て男女、貧富、貴賤に論なく幼稚園より大學に至る迄一切の食費、教費を負擔し、教育を「機會均等」ならしめねばならぬ。

氏の教養社會負擔の説は單に學校教育にばかり限られるのではなく、更に進んで嬰兒の公育をも其内に含まれるのである。氏に従へば、婦人が産兒を嫌ひ避妊や

墮胎を敢てするのは單に快樂を圖る爲ではない、又十ヶ月間の辛苦を恐れる爲めでもない。論語に「子生れて三年にして父母の懷より免る」とある如く實に三年の累を嫌ふからである。育兒は婦人の難行であつて、子を生むこと多ければ益々生計の不足をも感じる。故に社會は嬰兒の公育機關を設け、此種婦人の責任を代つて負擔しなければならぬ。嬰兒公育機關は今日支那にある育嬰堂孤兒院に類するの如く慈善事業ではなく、社會が義務として行ふものであるから、育兒上の事項に關し専門的智識經驗ある者を多數使用し、各般設備の下に嬰兒を養育訓練するのである。尋常の婦人は子を生むが、必ずしも母としての資格に達したものはかりではない。此點から見ても嬰兒の公育は肝要であらねばならぬ。

氏は更に養老院廢疾院等をも凡て慈善事業としてではなく、社會の義務として經營する可きものであると主張する。而して一度氏の所謂教養が普及するに至らば、其時は社會は禮記禮運いふところの「獨り其親を親とせず、獨り其子を子とせず、老をして終る所あらしめ、壯をして用ゆる所あらしめ、幼をして長ずる所あらしめ、鰥寡孤獨廢疾者をして皆養ふ所あらしむ」といふ所謂「大同」の世となるであらう。

らうと論じ(演講録七二頁)氏も亦大同論者の一人であることを自ら彷彿させてゐる。

× × × × ×

演講録は「社會主義之今昔」と題する一文に於て(八三五頁)氏の「新社會主義を實行することに就ての方法を載せた。『新村運動』暴力による社會革命』政黨としての社會黨の活動』『職業組合の運動』の四が實行の方法として論じられてゐるが、江氏は職業組合の運動を以て最重要なりと認め、暴力による社會改革には犠牲を多く出すものとして賛成せず、新村は周囲の社會の影響を受けずして存立し得ぬものと觀察し、社會黨の活動に就ては今後之を繼續する方がよいと論じた。

氏は曰ふ、歐米各國には四五十年前より既に幾多の新しい村があるが、不幸にして多くは失敗してゐる。成立後短きは三五年永きは十餘年にして最初の隆盛は失はれ、漸々に消滅するの常である。原因に二つある。第一は其經濟が獨立する事が出来ないで、往々にして資本家が吸収或は同化して了ふ。第二は新しい村を建設することは元來消極的辦法である。人々の多數は避世的、隱逸的、宗教的、世界文化や群衆福利と没交渉である。然るに社會主義は積極的、用世的、奮闘的、科學的であつて、根本に於て新村と性質を異にする。故に此方法を採ることを願はぬと。

社會革命に對する氏の意見は夫が餘り犠牲が多いから之を探らないといふものの如くである。氏は曰ふ——吾人が社會の大事業を辨ずるに當つては價値を以て估量し、犠牲の大小と成功の多少とを豫め比較し、利を重し害を輕しなければならぬ。吾輩は暴動を暗殺に比らべると、暗殺は犠牲少くして情に諒さず可きものがあるが、暴動は犠牲多くして、心實に忍びざるものがある——と。更に氏は、現在支那は「民窮財盡、天災人禍」で露國と多く上下してゐないから、たとえ平和を好愛する温良な國民でも一二の黄巢、張獻忠の類が出で、時勢を利用するならば、大動亂を惹起すこと無いとは限らぬと考へる。而して氏は社會革命の手段を願はぬと言明してはゐるが、しかも一旦社會革命起るならば、之を助けて善導することに盡めるといふてゐる。「大禹が洪水を導いて九河を疏したる如く、革命の流を導いて海に流入しめる。水道の過ぎる所、隨山刊木、當然相當の犠牲があらうけれど、是亦如何ともすべきでない」と言葉巧みに述べた(演講録八二頁)。

政黨としての社會黨の活動に關しては、戰前獨逸の社會黨が議席の三分の一強を占め猛烈に戦争に反對したるにも拘らず、終に大戰を惹起した事實を特に引用して、歴史から見た社會黨の活動は、社會主義の實現に於てさのみ有力ではなかつたと観測する。けれども氏は恚うも曰ふ

『或は將來時機成熟すれば忽然として水到り渠成るかも知れない。過去五十年は總て一個の試験時代であつた。吾人は再び試験するも何の妨があるであらう』(演講録) (七九頁)

職業組合の運動は氏が最も熱心に支持し主張する所であつて、所論は英國流のギルド、ソシアリズムに極めて近い、寧ろ之を祖述したものと謂へよう。

『職業組合には行政機關立法機關司法機關を設け積極的方面に在つては公共の利益を推廣し、消極的方面に在つては外面からの侵害を防備する。各地方は自治により合議制を採用して、まさに興し或はまさに廢すべき事項を商量する。』

中央に於ては各地方職業組合の選出したる代表が一大團體を組織する。勿論政府でも國會でもなく、職業組合の總機關であつて、地方團體の議決は再びこの

中央團體に送附して公布されるものとす。各職業は各々同じやうに此種の總機關を有する。同時に中央政府も職業的代表を以て主要なる分子とする。

果してかくの如くんば革命によるなく、流血を用ひずして安然として社會主義的國家に變はるであらう』(演講録) (八〇頁)

『我は思ふ職業組合は萬緩かる可らずと。縦んば社會主義をいはずとするも、共和國人民は便ち此種の責任(國體心理に基づく國體的運動をいふ)がある。則ち各人は自己の屬する職業に就き其全體の幸福を謀り、害あらば除き利あらば興す可きであつて、決して別人のさやかか曰ふ所に委す可きではない』(八三頁)

江亢虎の社會主義經濟思想をより詳細に解説する爲めには、勞働に關する氏の學說や社會主義の進化に關する觀察——夫等は皆演講録に收められてゐる——をも検討しなければならぬ。吾輩の看る所を以てすれば、此等の思想並に觀察は大體に於てマルクス學說を忠實に祖述したものである。今は暫く省略に附した。

(十二月十三日)